

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第30号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(乗車券の発売場所)</p> <p>第33条 乗車券は、駅において発売する。ただし、定期券及び特定割引定期券（以下「定期券等」という。）については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第1項に定める自動車部営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第3項各号に定める定期券発売所において発売し、貸切乗車券については、<u>企画総務部営業調査課</u>において発売する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(乗車券の発売場所)</p> <p>第33条 乗車券は、駅において発売する。ただし、定期券及び特定割引定期券（以下「定期券等」という。）については、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第1項に定める自動車部営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第4条第3項各号に定める定期券発売所において発売し、貸切乗車券については、<u>企画総務部企画調査課</u>において発売する。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)